

プラトンにおける裁判制度と裁判官

——裁判員制度の導入に寄せて——

西尾 浩二
Koji NISHIO

序

裁判員制度の導入が予定されている¹。予定通り導入されれば、裁判や法律の素人である一般の国民も、法廷で正義を行うことが求められることになる。そのとき、「このケースでは何が正義か」という個別具体的な問いのさらに奥深いところで、「正義（とくに法廷における正義）とは何か」「裁判制度はどうあるべきか」「すぐれた裁判官（裁判員）とはどのような人間のことか」といった根本的な問いが、否応なしに突きつけられることは間違いない。この小論では、裁判員制度の実施を前に、そのあり方を再考するきっかけとして、裁判制度や裁判官についてのプラトンの考えとその背景を『国家』と『法律』のうちに探ってみたい²。

¹ 平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という）が成立し、公布の日（平成16年5月28日）から5年以内、つまり平成21年5月までに施行されることとなった。本稿では煩雑を避けるために、この制度の内容や趣旨について根拠となる条文を逐条的に掲げることはしないが、当然ながら、この裁判員法に依拠している。

² この小論は、本誌第12号（2002）に掲載された私の別の小論「プラトンの理想国における死刑制度の存立根拠」のいわば姉妹編である。なお、現在進行中のデリケートな問題が絡むので、無用の誤解を避けるためにも、前稿と同様、文献の参照は極力差し控えた。また本稿は、一般の国民、一般の市民が司法に参加する制度という大枠をとらえるものであり、細部に異同のある裁判員制度と陪審制度をいっしょにしているわけではな

I

もしプラトンが裁判員制度について意見を求められたとしたら、どのように回答するだろうか。まず裁判員制度とはどのような制度であるかを確認しながら、『国家』におけるプラトンの立場からどのようなことが言えるのかを、『法律』での彼の所説も考慮に入れて検討したい。

裁判員制度とは、一言で言えば、職業裁判官と、一般の国民から選ばれた裁判員からなる合議体（人数はそれぞれ、原則として三人と六人、特定の場合には一人と四人）が、法廷で審理を行ったのち、被告人が有罪であるか無罪であるか、またもし有罪であるならば、どの程度の量刑を与えるべきかについて、評議と評決を行うという制度である。裁判員は、二十歳以上の有権者であることなど一定の資格要件を満たした国民の中から無作為抽出によって、つまりくじで選出される。対象となる事件は、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」など（より具体的には殺人、強盗殺人や傷害致死など）の重大な刑事事件で、それも第一審（地方裁判所での裁判）に限定される。民事事件や、刑事事件でも上告審は対象外である。

さて、このような裁判員制度は、『国家』での「専門の原則」に反するという点で、プラトンの理想国での考え方から大きく外れていると言わなければならない。『国家』で構想される理想国では、周知のとおり、「各人は国におけるさまざまな仕事のうちで、その人の生まれつきが本来それに最も適しているような仕事を、一人が一つずつ行なわなければならないということ」が大原則であり、「自分のこと（自分の仕事）だけをして余計なことに手出しをしないことが正義」である(433a5-9「専門の原則」)³。だから、たとえば「靴作りはまさに靴作りであって、靴作りの仕事に加えて船長を兼ねるのではなく、農夫は農夫であって、農夫の仕事に加えて裁判官を兼ねるのではない」(397e4-7)というのが理想国の本来のあり方なのだ。とりわけ被支配者階層（生産者階層）に属する農夫が支配者階層（守護者階層）に属する裁判官の職務を兼任するような「階層同士の入れ替わりと余計な手出し」は、「国家を滅ぼすものである」(434b7)として厳禁される。これだけですでに冒頭の問いへの回答は決定されたかのように見える。

いことを念のために申し添えておきたい。

³ テキストはバーネット版プラトン全集、引用は岩波版プラトン全集による。なおゴチック体は傍点の代わりに用いた。

実際、裁判員の職務は、たとえ短期間で一回限りの裁判であっても、農夫の仕事と同様、まぎれもなく一つの仕事である。職務期間中は本業から離れて裁判員の職務を遂行しなければならず、職務の内容も、職業裁判官と全く同等ではないにせよ⁴、審理や評議・評決に参加し、これまでは職業裁判官が行ってきた「事実の認定、法令の適用、刑の量定」などを行うことが期待されている。さらに付随的な事柄に目を向けても、裁判員は出頭義務と守秘義務を負い、その職務に対して旅費、日当、宿泊料が支給され、職務のために労働者が休暇をとった場合等に不利益な取り扱いを受けないように、「労働者が裁判員の職務を行う場合等が労働基準法第7条の公の職務に該当する」とされてもいる⁵。このように裁判員制度は、たとえ一時的とはいえ、国家が「農夫に裁判官の職務を命じる」がごとき制度であるが、「専門の原則」に立つプラトンの考え方では、正義の回復どころか不正を促す制度として却下されるべきである。

ところが話はそう簡単ではない。なぜなら、以上で示唆された否定的回答は裁判員制度をプラトンの理想国へ導入することに対してであり、現代の日本のような民主制国家へ導入することに対しては何も言っていないからである。私は次に見る民主制国家の基本的性格からすれば、またのちに見るように、『法律』では陪審制度を積極的に採用しようとしていることを合わせ考えるならば、プラトンが必ずしも否定的に回答するとはかぎらないと考える。

プラトンは『国家』第八巻で民主制国家について、「他のどの国よりも最も多種多様な人間たちが生まれてくるだろう」(557c1-2)と言っている⁶。それは、

⁴ 裁判員法の定めでは、たとえば「法令の解釈に係る判断」や「訴訟手続きに関わる判断」については、裁判官のみが行うこととされる。

⁵ 「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」なる行政文書による。ただし労働基準法第7条の「公の職務」には、衆議院議員その他の議員の職務や各種証人としての出廷などが含まれるとされる。

⁶ 民主制国家に対応する民主制的人間も、その「多種多様な人間たち」のうちの一つにすぎないとみなされるべきである。ウィリアムズが国家と魂のアナロジーに関する有名な論文の中で指摘しているとおり、民主制国家の中では民主制的人間が多数を占めるとか、有力であるとか考えるべきではない。なぜなら、プラトンが国家と魂のアナロジーに基づいて民主制的人間に与えている「多種多様である」という記述は、「個人の性格・性向が多種多様に変わる」という意味であり、特異な人間類型を示しているからである。Williams, B. (1973) "The Analogy of City and Soul in Plato's *Republic*", in Lee, Mourelatos, and Rorty eds. (1973) *Exegesis and Argument: Studies in Greek Philosophy Presented to Gregory Vlastos*. *Phronesis* Supplementary Volume I: chapt.10.

民主制国家は自由と放任の国，自由を善と規定する国であるため，そこでは国民は各人各様に生活するからである。この点を短所とみなすか長所とみなすかはともかく，今日の民主制国家にもあてはまる記述だろう。だから仕事の面でも，民主制国家で尊重されるのは「専門の原則」ではなく「職業選択の自由」である。論題の裁判官の仕事は支配者に属するので⁷，いま支配者の仕事に関し言えば，理想国では「専門の原則」に則り，支配者（すなわちプラトンの言う意味での哲学者）の素質がある者はしかるべき教育を受けたのち支配者となるよう強制されるのに対し，民主制国家では自由の原理に則り，「たとえ君に支配する能力がじゅうぶんにあっても，支配者とならなければならないという強制もない」のである（557e2-3）。また民主制国家では自由と並んで平等も尊重されること（558c）から，市民は平等にこうした自由を享受することができる。たいていの役職がくじで決められるのも，この平等の尊重に基づいている（557a）。

このような自由と平等の尊重という民主制国家の基本的性格からは，論題に関連して少なくとも二つの問題点が指摘できるだろう。一つは仕事の適正配分の問題である。民主制国家では，「専門の原則」のような統制原理がないために，強制されずに誰もが自由に選んだ各々の仕事が「その人の生まれつきが本来それに最も適しているような仕事」であるとは必ずしもかぎらないのだから，支配者の中に職人や農夫の素質や適性や能力をしかもたない者がいたり，逆に職人や農夫の中にも支配者の素質等をもつ者がいたりすることは十分にありうることになる。

二つめの問題は，一つめの問題とも関連するが，過度の自由の尊重が「無政府的」（558c4）とも評されるような法律の軽視に通じることである。すなわち民主制国家では，支配者となるべき強制がないだけでなく，支配を受けなければならないという強制もなく，「君が支配職についたり裁判官になったりすることが法によって禁じられていても，君自身さえその気になるなら，支配しようと裁判しようといっこうに差支えない」し，また「人々が死刑や追放の刑を受けたのちも，相かわらずそこに留まって，公然と歩きまわっている」と，プラトンは（おそらく多少の誇張も交えながら）述べている（557e-558a）。

この二つめの問題は『ポリティコス』のプラトンが民主制国家をある意味で評価している点とも関連するだろう。つまり『国家』の理想国を除くあらゆる政体を比較したとき，いずれにおいても法律が軽視されるというふうに最悪の

⁷ 433e3-5「国家において支配の任にある人たちに対して，君は，訴訟を裁く役目を課するのではないかね？」「ええ，むろん」

想定をした場合には、権力（当然ながら司法権をも含む権力）が最も分散されている民主政体こそが最善の政体であるという(303a-b)。とすればプラトンには、民主制国家で国民の司法参加を促すだけの、消極的だが理論的な理由があることになる。

だが『法律』ではもっと積極的な提案をしている。『法律』で構想される国家は、周知のように「マグネシアの国」なる架空の「次善の国家」であるが、クレタやスパルタやアテナイなど現実の国家の法律や制度を背景としている。対話者の「アテナイからの客人」は『国家』でも触れられているようなアテナイの法律軽視の状況について、民主制国家アテナイは自由を必要以上に偏愛し「まったくの自由へと大衆を走らせた」と評し、民主制と君主制の両極端を折衷することで、国家が自由と友愛と知性（思慮）を兼ね備えたものとなるように立法すべきだと自らの目的を語っている(693b-e, 699e-701e)。その法律案のなかで、プラトンは次に見るように、以上に述べた関連する二つの問題を解消するような仕方で陪審制度の導入を提案している。要点は市民という仕事という考えと、司法参加を含むその仕事をもたらす教育的効果である。

II

プラトンは『法律』の766d-768cで、『国家』ではほとんど触れることのなかった裁判制度についてある程度まとまった提案をしており、検討に値する⁸。彼の提案の背景には、当時のアテナイの裁判制度や裁判事情——市民からくじで選ばれた多人数の裁判官（陪審員）が短時日で裁判を行い、上告審はなかったということ——に対する反省がある。

「よい裁判を行なうには、裁判官が多数でも困難であるし、また少数でも、無能な人たちであれば、やはり困難である。また、つねに双方の争点が明瞭になることが必要であり、時間をかけてゆっくりと、たびたび審議を行なうことが、争点を明瞭にするのに役立つ」

今日でも傾聴に値するこうした考えに基づいて、プラトンは仲裁法廷、部族

⁸ 諸事情により最終稿の段階でしか閲覧できなかったが、モローの解説（とくに251ページ以下）が参考になった。そこではマグネシアの国の裁判制度と当時のアテナイの裁判制度との関連も数多く指摘されている。Morrow, G. R. (1960) *Plato's Cretan City: A Historical Interpretation of the Law*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press.

民法廷，第三法廷からなる三審制を提案する。すなわち，当事者が事情をよく知る隣人や友人や村人から仲裁人を選んで審理する仲裁法廷，その上級審として，各部族民の中からくじにより選ばれた裁判官で構成される部族民法廷⁹，さらに最終審として，一定の役職から最善と思われる者を一名ずつ選び，資格審査をした上で選任された，いわばエリート¹⁰の裁判官で構成される第三法廷である。これら三審のうち，プラトンが陪審制度を提案するのは第二審の「部族民法廷」であるが，こう述べている。

「裁判にはできるだけすべての市民が参加すべきである。なぜなら，裁判に参加する権利にあずからない人は，自分が国家の一員であるとはまったく考えないから」¹⁰

つまりプラトンは市民の司法参加の効用を，直接的には法廷の場に求めるのではなく，むしろ「国家の一員である」と市民に考えさせること，すなわちポリス市民としての意識を高めることにあるとみた。もちろん法廷における正義を軽んじたわけではあるまい。むしろ陪審制度に誤審のおそれがあったとしても，この制度によってポリス市民としての意識が高まれば，結局は国家の秩序の安定や（法廷における正義を含む）正義の実現にも大きく寄与するだろうという，プラトンなりの深謀遠慮が働いていると考えるべきだろう。言い換えれば，ここから読み取れるのは，司法参加がもたらす市民の啓発や教育的効果に対するプラトンの期待である。

他方，誤審のおそれを最小化するために置かれるのが，職業裁判官とも言うべきすぐれた役人で構成される第三法廷で，プラトンの見立てでは，これは「人間の能力の許すかぎり，外からの力に左右されることのもっとも少ないように

⁹ 部族民法廷がローカルな法廷ではなく，むしろアテナイの民衆裁判所のような中央の陪審法廷であることをモローは論証している。

¹⁰ この一文は直接には，私的な訴訟（個人が個人に対して罪を犯したと訴える場合）に関して言われているが，公的な訴訟（個人が国家に対して罪を犯したと訴える場合）に関しても，同様に「一般大衆が裁判に参加することが必要である」と言われている。ただし後者の場合，実際に大衆に委ねられるのは裁判の始めと終わりだけで，実質的な審理は，被告と原告が同意する三人の最高の役人（護法官）が行うと法律案は定めているから，大衆が裁判に参加する度合いは私的な訴訟の場合よりも低いのだろう。大衆に参加させる理由も，「誰かが国家に対して不正を行った場合には，被害を受けるのは国民すべてであり，彼らがそのような採決に参加しないならば，不平を抱くのは当然であるから」とされており，いわばガス抜きの意味合いが多分に含まれているようだ。

つくられている」。この点を高く評価する論者は、「アテナイの司法制度からのプラトンの際だった決別は、民衆裁判所を下位に降格したことであり、他方、彼が創造したもっとも独創的なものは、選ばれた裁判官たちによる最高法廷である。この新しい制度の意義はいくら強調してもしすぎることはない」と評している¹¹。

ここでさらに注目しておきたいのは、死刑相当の重大事件の扱いである。

「死刑が科せられるべき事件においては、前年度の役人のなかから功績によって選ばれた者たちよりなる法廷〔すなわち第三法廷〕に、護法官たちが加わって、裁判官になるべきだとしておきましょう」(855c)

この法廷についてはマグネシアの国の裁判制度全体における位置づけが明確ではないが、例の三審とは別に、いわば第四の法廷を設けるという提案であることはまちがいない。第三法廷にさらに護法官を加えるということは、この件に対するプラトンの慎重な態度を示していると考えられる。この提案は『第八書簡』(356d-e)でもシケリアの人々に宛ててなされている。

このように一般市民の司法参加は、『法律』が描くマグネシアの国の重層的な裁判制度の中で以上のような位置づけが与えられている。では市民生活の中ではどのように位置づけられているだろうか。この点で興味深いのは、マグネシアの国には『国家』の「専門の原則」にきわめて似通った原則が導入されていること、そして陪審制度もこの原則に則ったものと考えられることである。すなわちこの国の市民は「職人の仕事は他の人びと〔在留外国人〕に任せ、田畑は奴隷に耕させて」、「あらゆる点での身体と魂の徳を目指す」(「徳の涵養」847a)という仕事に専念すべきであるとされる(806e-807d)。また次のことが法律に定められる。

「この国の市民は誰ひとりとして、職人の仕事に従事してはならない。この国の市民の家僕も同様である。なぜなら、市民たるものは、国家公共の秩序を確保し維持するという、十分な仕事を持っており、それは多くの訓練と、同時に多くの勉学を必要とし、片手間に行なうことを許さないものだから」

また一般に「二つの技術なり、二つの仕事なりを、徹底的に遂行することは、

¹¹ モロー、前掲書、272ページ。

ほとんど人間の能力を超えている」から、職人については「何びとも鍛冶屋であって同時に大工であってはならない」。もし以上の法律に従わない場合は懲らしめや罰を受けるべきである(846d-847b)。さらに小売業や貿易業は在留外国人や外国人の仕事であり、市民は従事してはならないとされる(919d-e, 920a)。

ここには**市民という仕事**という考えを認めることができる。『国家』と『法律』には同様の「**専門の原則**」が導入されるが、理想国で念頭に置かれるのは農夫や靴作りや裁判官といった個別の仕事であって、市民という仕事という考えは希薄であった。しかもそこでは奴隷や外国人の扱いが明確でないため、奴隷が存在するかどうかさえも議論の余地があり、奴隷ではなく市民が農夫の仕事をすると考えられた。これに対して『法律』では明確に線引きされている。マグネシア版「**専門の原則**」により、マグネシアの国の市民は、奴隷や在留外国人の仕事である農夫や職人の仕事に従事することは禁じられ、「徳の涵養」や「**国家公共の秩序を確保し維持する**」という市民としての仕事に専念すべきである。こうしたプラトンの考えには歴史的・社会的背景がある。論者の言葉を借りるならば、「プラトンの国では市民であることそれ自体が仕事(職業)である。スパルタでもそうであったし、プラトンのころの民主制国家アテナイではよりいっそうそうであった」¹²。

裁判官(陪審員)の仕事も、国家公共の秩序の確保維持や正義の涵養に貢献するのだから、当然ながらこの市民という仕事の範疇に入るだろう。ただし仕事の適正配分の問題に関連することだが、ここで問われるのはもはや裁判官としての素質や能力や適性ではあるまい。むしろ一般市民、一般国民としての資質——しばしば市民、国民の(常識的)感覚といわれるものを含む——の有無というべきだろう。そしてそれを養うのは教育だけでなく、制度そのものでもあろう。司法参加を含む市民という仕事に従事させることで、市民意識や法意識を高めるなどの教育的効果がもたらされるのである。

III

これまで裁判制度についてのプラトンの考えやその背景を探ってきたが、では裁判官についてはどのような考えをもっているだろうか。『国家』では(おそらく国家論ではなく人間論に重点があることや、枝葉末節のことを省いたために)裁判制度について口をつぐんでいたプラトンだが、裁判官については第三巻408e-410aで、「すぐれた裁判官とはどのような人間であるのか」をテーマ

¹² モロー、前掲書、143ページ。

にまとまった形で所見を披露している。ただし（残念ながらというべきか）『国家』での「專業の原則」により、ここでいう裁判官は一般市民の陪審員ではなく職業裁判官である。この箇所はしばしば教育論（体育論）からの脱線とみなされるが、論述の視点はあくまでも教育論の枠内にある。プラトンはそこで、すぐれた裁判官は年寄りでなければならない、と明言する。

「すぐれた裁判官というものは、若い人でなく年寄りでなければならない、不正がどのようなものを遅れて学んだ人でなければならない。すなわち、不正というものを、自分自身の魂のなかにある自分自身のものとして認識したのでなく、他人の魂のなかの他人のものとして、それが本来どのように悪いものであるかということを、自分自身の経験ではなく知識を用いて見抜くように、長い間の訓練をつんだ人でなければならないのだ」

すぐれた裁判官が年寄りでなければならないのは、「不正がどのようなものか」「不正が本来どのように悪いものであるか」を、経験ではなく「知識を用いて見抜く」ための「長い間の訓練」が必要だからだという。ではなぜ「長い間の訓練」が必要なのか。その背景には、魂や魂の徳についてのプラトンの考えがある。

プラトンはまず、「魂はそれ自身が悪くなったり現に悪くあったりしながら、何かの面倒をよくみてやるということは不可能である」という一般原則を立てる。この一般原則を（おそらくプラトンが暗黙のうちに適用しているように）、「魂によって魂を支配する」ことや「正義を健全に判定する」ことが仕事とされる裁判官の場合に適用してみよう。「魂を支配する」とはここでは「魂の面倒をみる」とほとんど同じ意味で、また魂の善し悪しは徳と悪徳、裁判で問われる徳と悪徳は正と不正である。すると帰結は、「裁判官の魂が不正になったり現に不正であったりしながら、犯罪者の不正な魂の面倒をよくみて、それを正しい魂にしようとすることは不可能である」となる。それは「（不正などの）悪徳はけっして徳と悪徳自身（正と不正自身）とをともに知ることはありえない」からだ。事実、不正な人間、「あの腕の立つ猜疑心のつよい人、自分自身が多くの不正をはたらいてきて、何でもやってのける賢い人間のつもりでいる人」は、他人の不正を見抜くことはできても、正を知らないために、善良で自分より年長な人たちにあらぬ疑いさえかける。（プラトンはここで、裁判官の資質が悪い場合に冤罪のおそれが増すことを示唆しているかもしれない¹³。）

¹³ 「年長な人たち」というときにプラトンが念頭に置いているのは、アダムが

これに対して「徳のほうは、素質が教育されることによって、やがて時のたつうちに、徳自身と悪徳との知識をともに把握するにいたるだろう」（「徳の知識はそれと反対の悪徳の知識でもある」という考え）。魂や魂の徳についてこのような考えを採用するならば、正しさという徳を魂に備えた「よき人」（408c4）でなければ、「正義を健全に判定する」という裁判官の仕事を果たすことはできないことになる。裁判官の職能には人間としてのよさが要求される。

ではこうした考えを背景とした「長い間の訓練」や「すぐれた素質の教育」とは、何のことだろうか。裁判官の仕事が「魂によって魂を支配する」こと（よく面倒をみること）であるならば、まずは支配対象である魂についての理論（たとえば第四巻の「魂の三区分説」）を学び、それによって（第八巻と第九巻でなされるような）不正な魂をもつ人間の分析と分類にも精通することだろう。

「不正がどのようなものか（本来どのように悪いものか）」を「他人の魂のなかの他人のものとして」学ぶとは、ひとまずはそのような意味に解しうる。その場合、「魂の三区分説」でとらえ直された裁判官の仕事とは、「すぐれた裁判官の魂の理知的部分によって、他者（被告人）の魂の三部分（理知的部分・気概的部分・欲望的部分）の状態を判定し、また支配する」ことであり、不正な人間の理知的部分を強めてほかの二つの部分を弱めるように説諭や刑罰を適切に与えて世話することであろう。

だが支配者（守護者）の選抜のために組まれた教育プログラムのことを忘れてはならない。支配者である裁判官の候補者たちもそれをフルコースで修了することが想定されているとするならば、実際に裁判官の職務に就くことのできる「年寄り」とは、五十歳以降、つまり善のアイデアや正義のアイデアの認識にまで至った者のことだろう¹⁴。もっとも、この前提条件は議論の余地があろう。たとえば、プラトンの理想国では軍人の間に予想されるように、支配者の間にも

指摘するように師のソクラテスの処刑であるかもしれない。Adam, J. (1963) *The Republic of Plato*, Cambridge: Cambridge University Press.

¹⁴教育プログラムについては、次の藤澤訳注が簡にして要を得ている。「学習・研究の年齢とプログラムは次のようになる。(1)一七、八歳までの少年期—数学的諸学科の自由な学習(536d)。(同時に、第二、三巻で示された音楽・文芸と体育も)。(2)一七、八歳から二〇歳—体育のハード・トレーニング(537b)。(3)二〇歳から三〇歳まで—選抜者に対して数学的諸学科の総合的研究(537b-c)。(4)三〇歳から三五歳まで—さらなる選抜者に哲学的問答法（ディアレクティケー）の持続的集中的学習(537d, 539d-e)。(5)三五歳から五〇歳まで—公務について実際上の経験をつむ(539e)。(6)五〇歳以後—最優秀者は〈善〉のアイデアの認識。以後は哲学に過し、順番により政治と支配の任務につく。」

何らかの階層制（ヒエラルキー）が敷かれるのか¹⁵、もし敷かれるならば、法廷で正義を司る裁判官が支配者層のどのレベルに位置づけられるのか、またその位置づけは修了されるべき教育プログラムの内容や段階にも反映されるのか、反映されるならばどの程度かといった問題である。こうした問題を細部にわたって追究するにはプラトンの論述は概括的に過ぎるように思われる。ただやはり、守護者選抜の過程で三五歳から五十歳までに義務として課される「戦争に関する事柄の統率などの、若い者に適した役職」(539e3-4)の中には、裁判官の仕事は明らかに入らないのだから、次の最終段階の五十歳以降とみなすべきだろう。

このことは裁判官の仕事と理知的部分の機能について別の側面に着目するならば、納得できるかもしれない。「正義を健全に判定する」という裁判官の仕事は、「何があるいは誰が正しいか（また不正か）」を法廷で厳密に判別することだが、それを果たすには、「正義とは何か」という基準（プラトン流に言えば正義のイデア）を知らなければならない。それを知るのが裁判官の理知的部分である。理知的部分には支配機能のほかに重要な機能として、学び真実を知る機能があるが(581b)、それはたんに事実の認定だけではなく、ことの理非曲直の基準を知ることにも含まれる。

以上の解釈が正しいければ、プラトンのいう「すぐれた裁判官」は、いわゆる哲人統治者の一角を占めることになるが、これはあまりにも理想主義的であると思われるかもしれない。なるほど、そうだろう。しかし「『悪いやつだが知恵はある』と言われる人々」——「すぐれた裁判官」と対比されていたのと同種の人間——にも、プラトンは素質としては魂の〈善〉への「向け変え」の可能性を排除してはいない。ただし「子供のときから早くも魂の知性の周囲を叩かれて、生成界と同族である鉛の錘のようなものを叩きおとされるならば」(519a-b)

結 び

われわれは以上のように、理想国と民主制国家とマグネシアの国を駆け抜け

¹⁵比較的わかりやすいのは裁判官と立法者の関係である。両者は『ゴルギアス』や『国家』でも、『ポリティコス』や『法律』でも、当然のように明確に区別され、しばしば立法者の優位性が示唆される。たとえば『ポリティコス』305b-eでは、裁判術は弁論術や戦争術と並んで、政治家のもつべき知識（ポリティケー）と明確に区別されて下位に配置されており、裁判官の技能と仕事は、「法律の規定として制定されている条項の総体を立法者としての王者の手から受領したうえ、たえずこれを参照しながら、正当であると裁定されるべき行為と不正であると裁定されるべき行為とを判別する」ことであって、それ以上ではないとされる。

てきた。それぞれの国の原理原則や価値観に応じて、裁判制度や裁判官のあり方もおのずと異なるだろうから、安易な仕方では何らかの教訓を引き出すことは慎むべきだろう。それを承知の上であえて結論を言えば、プラトンは民主制国家日本で裁判員制度を導入することについて、『法律』に見られたような重層的な裁判制度と、『国家』に見られたようなしっかりした職業裁判官の教育（および市民教育）を前提として、市民意識や教育的効果の観点から基本的には賛成するだろう。だがこれまでの論述のうちにも示唆するところがあったように、裁判員制度には問題点もある。最後にそのいくつかをプラトン読みの立場から提示し、一応の総括としたい。

まず刑罰の量定の問題を挙げたい。プラトンは『国家』でほとんど黙して語らなかった個別具体的な刑法規定やその運用についても、『法律』では饒舌に語っている。だがその中には、なぜその犯罪がその量刑に相当するのか、理解に苦しむものが少なからずある。顕著な例は裁判員も扱うことになる死刑相当の犯罪で、たとえば偽証罪で三度有罪になった者が四度目に証人として出廷し有罪が確定した場合(937C)、訴訟好きのために不当告訴か不当弁護を二度した場合(938c)、役人の収賄(955d)などをプラトンは挙げている。

このような法律案に対しては、なぜ偽証罪等にも、国家反逆罪やある種の殺人罪と同等の刑罰が科されるのか、またなぜ三度目や五度目でなく四度目の偽証が死刑相当なのか、といった素朴な疑問が生じる¹⁶。たぶんプラトンは「そのような人の魂は癒されえない（つまり矯正不可能だ）から」と答えるかもしれないが¹⁷、そう断定できる根拠は明らかでない。そして残念ながら、この種の問題（量刑の問題とそれに関連する矯正可能性の判定の問題）に対して、今日のわれわれがプラトンよりも説得力のある説明を示せるという保証はないだろう。ただしプラトンは他方で、先に見たように、死刑相当の事件の裁判には慎重に配慮していた。

¹⁶ しかも偽証や収賄は、『国家』575bでは、盗みや拘りなどと並ぶ微罪とされている。ただし僭主の悪事に比べて微罪とされているので、比較の対象によっては、また累犯回数によっても重罪とプラトンはみなすことができる。

¹⁷ たとえば『法律』だけでなく『国家』でプラトンが提案する法律にも、「魂の面で邪惡に生まれつき、しかも治癒の見込みがない者たちはこれを裁判官がみずから死刑に処する」という定めがある。またこの定めについて、「少なくともそれがそうされる人々自身にとっても、国家にとっても、最善であることが明らかにされました」と何らかの利益の観点からグラウコンに言わせているように、刑罰論におけるプラトンの基本的立場は応報的ではなく功利的である。

量刑の問題は（立法者にとっての問題であると同時に），自由裁量が認められている法律のもとではすべての裁判官（裁判員）が直面しうる問題である¹⁸。とりわけ死刑か無期懲役（無期禁固）かという選択の場合，社会的背景に加えて，個人の人間観や死生観を含む思想的背景によっても大きく左右されるおそれがあると思われ，裁判員制度になじむのかどうかを含めて対象事件の絞り方にはさらなる検証が必要であろう。

また見過ごされがちだが，対象事件を重大な刑事事件に限定したことの副産物として，裁判員制度の導入が一般市民（の一部）に心理的悪影響を及ぼすおそれも考慮すべきだろう。たとえば法廷での犯行の再現（一種のミーメーシス）が，プラトンが劇について心配したような感化作用を，裁判員を経験した一般市民（の一部）の心理に及ぼすかもしれない。もちろん一般市民が演じることを期待されている裁判員の役割には，もともと犯罪（犯罪者）に対する批判的視点が含まれるのだから，法廷の場合を劇の場合と同列に扱うことはできない。だがそれでも裁判員制度そのものに啓発や何らかの教育的効果が期待されている以上¹⁹，この点にも慎重な配慮が求められるべきだろう。

さらにまた裁判員制度のもとでは，一般市民の処罰感情をはじめとする感情的要素がかなりストレートに反映され，また裁判の迅速化が進むことになるだろう。そのこと自体は必ずしもそう悪いことではないかもしれない。ただし，ソクラテス裁判を伝え聞いているわれわれとしては，『ソクラテスの弁明』でソクラテス（プラトン）が，評決が嘆願や感情によって左右される危険性（34c, 35c, 38d-e）や，重大事件を短時間で評決することの危険性（19a, 37a-b）を指摘していることを改めて肝に銘じておくべきだろう。

以上のほかにも，裁判員の資質や誤審の可能性などさまざまな問題点が指摘されている。他方で裁判員制度の利点としては，（プラトンも示唆しているように）国民の主権者意識や，司法に対する国民の理解と支持を高めること，また裁判が迅速でわかりやすいものになることといった点があげられている。いずれにせよ，最も大切なことは正義がより広く確実に実現されるかどうかという点であり，裁判員制度の利点も問題点もすべてはそこに帰着する。その一点に向けて多方面からの検証が必要である。

（京都大学・西洋古代哲学史・OD）

¹⁸ マグネシアの国の裁判官にも量刑の自由裁量がかなりの程度認められている（876b-e）。

¹⁹ 裁判員法では，国民が裁判員として刑事裁判に関わるのが「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」とされている。